

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる受験日変更等の事務手続

について

近畿安全衛生技術センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため受験日の変更又は受験料返還を希望される方に対し、緊急事態宣言中の免許試験について下記のとおり事務手続を行います。

記

- * 受験日変更の場合 受験申請書を返還しますので、受験希望日欄に新たな希望日を朱書し、変更前の受験票を同封のうえ送付してください。

- * 受験料返還の場合 受験申請書返還の際に「試験手数料返還申請書」を同封しますので、同申請書に必要事項を記入し押印のうえ、「郵便振込払込受付証明書」及び「振替払込請求書兼受領証」を添付し、受験票を同封して送付してください。

令和 3 年 1 月 8 日

近畿安全衛生技術センター